様式第１号（第３条関係）

委任集金契約書

土佐清水市長　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）との間に水道料金（以下「料金」という。）の集金事務委託に関して，土佐清水市水道料金徴収検針事務委託規程（以下「規程」という。）に基づき次の契約を締結したので契約の証として，本書２通を作成し，甲乙それぞれ記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

第１条　乙は，甲の被用者でなく，甲の委託により甲の指定する地域における甲の料金の集金事務を処理するものとし，この契約に定める委託事項を細心の注意をもって確実に行うものとする。

第２条　甲は，乙に対し各月集金締切日における集金件数に応じ，規程に定める手数料を支払うものとする。

第３条　乙は，甲に対する収納金を領収したときは，領収証に取扱者，日付印を押印の上，納入者に交付し，収納金は水道料金原符と照合の上，その内容を示す書類を添え，速やかに企業出納員へ納入しなければならない。

第４条　乙は，次に掲げる事由が生じたときは，速やかに甲に届け出なければならない。

(1)　水道料金納入通知書兼領収書の棄損，亡失又は公金を亡失したとき，若しくは記載に誤りがあるとき。

(2)　納入者が転居，行方不明，異議申立等により徴収不能のとき。

(3)　病気，その他の理由により集金事務の処理ができず，甲に損害を及ぼすおそれのあるとき。

第５条　甲と乙の委託契約期間は，　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

第６条　甲は，契約期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは，直ちに契約を解消できるものとし，この場合は，乙は甲に損害賠償の請求をすることができないものとする。

(1)　心身の障害のため集金事務に堪えないと認めたとき。

(2)　契約に違反し甲に損害を与えたとき。

(3)　禁固以上の刑に処せられたとき。

(4)　破産の宣告を受けたとき。

(5)　企業の信頼を失墜するような非行のあったとき。

第７条　乙は，この契約に違反し，又は集金事務取扱に関して故意若しくは過失により甲に損害を与えたときは，乙又は乙の身元保証人は，連帯して甲の査定額による損害を甲の指定する期日までに賠償しなければならない。

年　　月　　日

甲　土佐清水市長　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

乙の身元保証人

　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印